

あなたのお金が狙われている



写真はイメージです



警察庁の発表によると、平成28年の特殊詐欺の未遂を含む認知件数は、1万4154件、被害額は約407億7000万円。平成29年上半年期では、未遂を含む認知件数は8863件、被害額は約18億8000万円。前年の上半期と比較すると、被害額は少し減っていますが、認知件数は増加傾向にあります。また、平成28年の1件当たりの被害額は約307万6000円となっています。

平成28年の特殊詐欺を被害者年齢別にみると約8割が65歳以上、男女別にみると被害者の7割以上が女性となっています。手口別では、オレオレ詐欺が認知件数5753件で全体の約4割を占め、約

167億1000万円の被害が出ています。その次に多いのが架空請求詐欺で、認知件数3742件、被害額約158億3000万円となっています。

山口県内の平成28年被害状況は、認知件数108件、被害額約3億2000万円となっています。

オレオレ詐欺という手法が報道で取り上げられ始めたのが十数年前。依然として、詐欺被害が後を絶ちません。

オレオレ、とはもう言わない

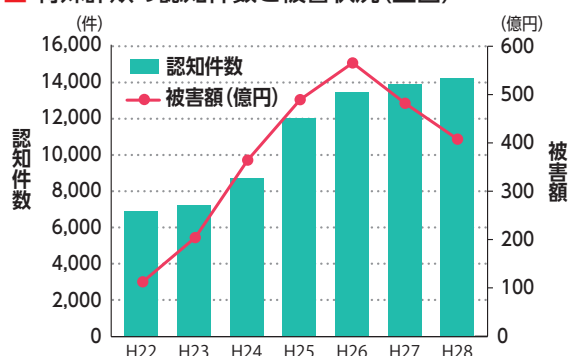
下関警察署警察安全相談課の市川警部に話を伺いました。「電話での振り込み詐欺で言えば、オレオレ、と言って電話をかけてくる事例は少ないですね。劇場型と言われるように何人もの人間が登場します」と市川警部。親族や警察官、弁護士など、肩書を偽って、電話をしてくるケースがほとんどです。「手口はますます巧妙化しています」

不安をあおるだけでなく、時間がないことを強調し、考える余裕や家族などに相談する時間を与えないようにしていきます。周りの人に相談する心の余裕を持るといいですね。誰かに相談すれば、冷静になり、おかしいな、と思うことができると思います」



写真はイメージです

■ 特殊詐欺の認知件数と被害状況(全国)



特殊詐欺被害額407億7000万円 山口県内でも3億円を超える被害

「私だけは大丈夫」 そう思っていますか。しかし、詐欺被害に遭った方の多くが、被害に遭うまでそう考えていたといいます。市内でも、お金をだまし取られる詐欺被害が発生しています。悪質な訪問販売などに関する契約トラブルも後を絶ちません。あなたのすぐそばまで、魔の手は迫っています。

「民事訴訟管理センター」

特殊詐欺の最近の傾向については、「ここ数カ月、相談が多いのは、『民事訴訟管理センター』を名乗るはがきに関するものですね。1日に数件の相談があります」と市川警部。はがきの内容を見ると、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、「裁判所に訴状が提出さ

れた」「給与、不動産の差し押さえ」などと脅して不安にさせた上で、訴訟の取り下げ等を相談するよう誘導しています。

はがきに書いてある電話番号に連絡してみると、弁護士を名乗る者を紹介され、コンビニでプリペイドカードを購入し、支払うよう話を進めます。「はがきが届いているのは、ほとんどが高齢の女性。

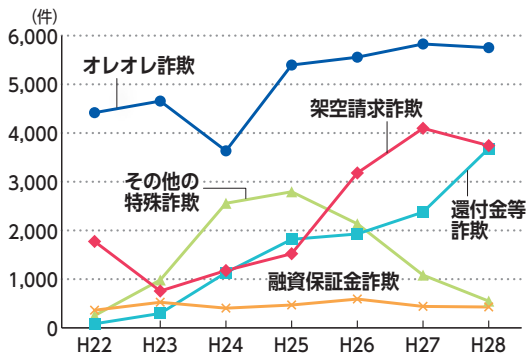
市内でも実際に支払ったケースが発生しています」

類似の名称を名乗るはがきもあり、いずれも裁判の取り下げに費用が掛かるといような内容になっています。「もっともらしい名前を書いて送ってきますが、このような内容をはがきで送ることはまずありません。封書で送られてきます。身に覚えのない請求は、無



山口県下関警察署 警察安全相談課
市川 宗昭 警部

■ 特殊詐欺 手口別認知件数(全国)



■ 実際に送られてきた手紙

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(ク)435 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付 を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年6月9日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5924-
受付時間 9:00~18:30(日、祝日除く)

視して構いません。不安がある場合は、警察か消費生活センターに相談してください」

コンビニを悪用した振り込み

特殊詐欺でお金を支払わせる方法としては、金融機関の口座振り込みによるものが主流でしたが、「金融機関との連携もあり、口座振

り込みによるものは減っています

が、コンビニを悪用したものが急増しています」と市川警部。コンビニで手続きができる電子ギフトカードや店内に設置するマルチメディア端末を利用し、お金を振り込ませようとしています。

だまされないためには、犯罪者は常に新しい方法を取り入れている、ということを意識しておく必要があります。



写真はイメージです

金融機関と警察の連携

高齢者が金融機関の窓口で多額のお金を振り込んでしまうケースが多いことから、山口県警では、県内の各金融機関に協力を依頼。詐欺が疑われる場合、金融機関から警察へ通報し、警察官が駆け付けて利用者に振り込み目的などを確認する制度が整えられています。また、金融機関でも詐欺に対し、さまざまな対策をしています。西中国信用金庫の岩崎さんに話を伺いました。「当庫では、携帯電話で話をしながらATMを操作していたり、窓口でも現金で多額のお金を振り込もうとしたりするなど、詐欺が疑われる場合は、積極的に声掛けをしています。それでもお客様が振り込もうとされる場合は、県警からの要請もあります



西中国信用金庫
コンプライアンス統括部 部長
岩崎 一 さん

が、お客様の大切なお金を守ることが第一ですので、ただちに警察へ連絡するようにしています」。西中国信用金庫では、70歳以上の個人の方で、3年以上キャッシュカードによるATM振り込みをされていない場合は、キャッシュカードによる振り込みを停止するなどの対策もとっています。「これまで、当庫職員の声掛けにより、詐欺被害を相当数防ぐことができています。声掛けをしたことをきっかけに、冷静になり、詐欺に気が付かれることもありますね」と岩崎さん。また、「不審に思った際、当庫職員に気軽に相談していただけるよう、普段からお客様とのコミュニケーションを大切にしていきます。特に高齢のお客様が相談しやすい環境を作れたらと思っています」と話してくれました。

ちょっとした会話が水際で食い止める

特殊詐欺、契約トラブルは、冷静に考えることができれば回避可能なものがほとんどです。家族など周りの方との少しの会話をきっかけに気が付くことも多くあります

増える契約トラブル

「通信販売や訪問販売などの契約トラブルに関する相談が増えていきます」と話すのは市消費生活センターの関谷相談員。通信販売でトラブルが増えているのは、1回限りの購入と思いつい込むと、定期的に商品を購入することになってしまいうケースです。「申し込む前に条件

犯人逮捕に協力「見過ごせなかった」

昨年11月某日、山口合同ガスで働く金子さんと山田さんは、ガス機器交換のため、市内の80歳代女性宅を訪れました。女性は電話中で、家の中に上げてもらった2人に、電話での会話が漏れ聞こえてきます。おいが株で失敗し、弁護士から100万円を請求されているという内容でした。

2人は、電話を終えた女性に、詐欺ではないか、と声をかけました。「内容が明らかに怪しく、見過ごすことができませんでした」と金子さん。しかし、女性は、電話の内容を信じ切っており、指定された近くの公園までお金を持って行くと言います。2人は、それなら一緒に行きましょうと、女性と共に指示された場所に向かいました。

しかし、指定の場所には誰もおらず、いったん女性宅に戻ると、見計らったように電話が鳴ります。犯人は指定の場所を見張っていたのか、「一人で来てください」と念を押してきました。電話を終えると、すぐに警察官が女性宅を訪れます。「警察の方が来られたタイミングが良すぎて、警察官のふりをした詐欺の犯人ではないか、と疑いました。少し怖かったですね。本当の警察官であることが分かった時は、ほっとしました」と照れ笑う山田さん。警察では、特殊詐欺の被害が増えていることから、不審者がいないか巡回を強化しており、偶然、今回の犯人をマークしていたところ、金子さんたちの姿を見て、事情を聴きにきたとのことでした。その後、警察が職務質問を行い、犯人逮捕に結び付けました。

金子さんは「偶然居合わせただけ」と



山口合同ガス株式会社
営業本部 下関営業部 保安課

金子 英二 さん(写真右)
山田 光司郎 さん(写真左)

照れながらも、「山口合同ガスでは全社をあげて市の高齢者見守り隊に協力しておりますし、今後も地域のためにできることがあれば手伝っていきたくと思います」と話してくれました。



下関市消費生活センター
関谷 初枝 相談員

をよく読むこと、送られてきた商品に同封された書類を確認することが大切です」

訪問販売では、点検商法に関する相談もあります。例えば、屋根工事に関するもの。突然やって来た業者が「点検は無料ですから」と、屋根の上に登った後、修理を促します。場合によっては、家人の見えないところで、自ら瓦を外すなどして写真を撮り、家人に見せることもあります。「数千円で済みますから」と言われ、修理を依頼すると、「今すぐ屋根全体を修理した方がいい」などと多額の修理契約を結ばそうとするものもあります。関谷相談員は、「その場で契約を結ばないようしてください。まずは落ち着いて、そして誰かに相談してください。ほかの業者から見積もりを取った方がいいですね」と話します。

クーリング・オフを知る

クーリング・オフとは、英語で Cooling Off。「頭を冷やして考え直す」ということです。訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引で契約した場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。（対象となる取引は左表参照）

手続きの方法は、販売業者に対し、書面で通知します。下記の記入例を参考に、はがきを書いて、「特定記録郵便」または「簡易書留」などで送付します。送る前に、はがきの両面をコピーしておき、郵便局で受け取った受領書と一緒に保管しておきましょう。

支払った代金は全額返金してもらい、受け取った商品は販売業者に引き取るよう伝えます。商品の返送費用は販売業者の負担。クレジットカードで契約した場合は、

普段からの会話を大切に

販売業者とクレジット会社へ同時に通知してください。「期間が過ぎていたり、クーリング・オフの対象となっていない取引であったりしても、その他の法律により、取引を解除できる場合もあります」と関谷相談員。「契約に不安を感じたら、独りで悩まず、早めに消費生活センターにご相談ください」

特殊詐欺や悪質な業者の手法は日々新しくなっており、手を変え品を変え、あなたの大切なお金を狙っています。「私だけは大丈夫」と考えないでください。危機意識

■ クーリング・オフができる取引と期間（特定商取引法）

名称	内容・備考	期間
訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む	8日間
電話勧誘販売	電話をかけさせられた場合を含む	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	
訪問購入	貴金属などを事業者が買い取る取引	
業務提供誘因販売取引	内職商法、モニター商法など	20日間
連鎖販売取引	ネットワークビジネス（マルチ商法）	

※通信販売は、クーリング・オフの対象となる取引ではありません

■ クーリング・オフ通知記入例（表面）

〒□□□□□□

○○県○○市○○町
○○丁目○番○号

株式会社××××
御中

山口県下関市○○町
○○丁目○番○号
氏名 ○○○ ○○

簡易書留
または
特定記録郵便

（裏面）

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成○年○月○日
商品名 ○○○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売業者 株式会社××××
□□□営業所
担当者 △△△△

支払った代金○○○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

平成○年○月○日
山口県下関市○○町○○丁目○番○号
氏名 ○○○ ○○

を持つことが大切です。家族や友人と詐欺や契約トラブルについて話し合いましょう。普段からのちよっとしたコミュニケーションが被害を未然に防ぐ一番の対策です。

お金を渡す、お金を振り込む、契約するといったとき、少しでも不安や困ったことがあれば、家族や友人、消費生活センターや警察に相談してください。

相談したい時はすぐ電話！

い や や
1 8 8

消費者ホットライン
（局番なし）

最寄りの相談窓口を案内します
※土・日曜日、祝日も相談できます